

1. 件 名：東北電力株式会社女川原子力発電所3号機のERSS伝送開始の遅れについて

2. 日 時：令和4年7月5日 13:30～13:47

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎企画調整官、澤村防災専門官、反町専門職

東北電力株式会社

本店 原子力本部 原子力部（原子力防災・防護）課長 他1名

5. 要 旨

東北電力株式会社から、女川原子力発電所3号機における使用済燃料貯蔵槽に関するデータのERSS伝送開始時期の遅れについて、資料1に基づき以下のとおり説明があった。

- 令和3年12月20日の面談において令和4年7月末頃伝送開始としていたが、令和4年10月末頃に変更する。
- 変更理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前回面談時に連絡した際の部品（制御盤間のケーブル）に加え、別の部品（制御盤間のケーブル及び制御盤内のサーバ間のケーブル）の調達についても当初の想定より長期化したことに伴い、プロセス計算機更新工事の全体スケジュールが後ろ倒しとなったことによるもの。

原子力規制庁より、使用済燃料貯蔵槽に関するデータは重要なパラメータであることから、再度の遅れとならないよう適切な調達管理を求めた。

東北電力株式会社から、承知したとの回答があった。

6. その他

配布資料：

資料1 新規制基準未適合炉に係る緊急時対策支援システム伝送項目追加対応の再延期について（東北電力株式会社）